

北海道こども施策審議会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 北海道こども施策審議会（部会を含む。以下同じ。）の会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、北海道こども施策審議会会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議において、飲食などはできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、北海道こども施策審議会会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 審議の途中、会議を公開することにより議事運営に著しい支障が生じることとなった場合は、北海道こども施策審議会の決定により、その後の会議を非公開とすることがあります。その場合は退場をお願いすることとなりますので、あらかじめご了承ください。
- (5) その他会議開催中の秩序を乱し、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。